

学校いじめ防止基本方針

東吾妻町立岩島小学校

I 学校教育目標

(1) 基本目標

21世紀の国際社会を生き抜く「生きる力」、生涯にわたる学習の基礎・基本を身に付けた、心豊かで、たくましい岩島っ子を育てる。

(2) 具体目標

○ 豊かな心をもつ子 ○ すすんで学ぶ子 ○ 健康でたくましい子

II 目指す児童像

(1) 分かりやすい授業が展開される学校

(2) 好ましい人間関係，信頼関係が確立される学校

III いじめ防止等の対策に関する基本理念

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

(1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。

(2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。

(3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

IV いじめ防止等の対策に関する校内組織

(1) 生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

児童の生活面、学習面、行動面等を早期発見、対応策の検討などいじめ対策の要として機能させる。

構成員 校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭等

開催 定期開催 週1回火曜日に実施することを基本とする。臨時開催は随時

(2) 生徒指導全体会議

全教職員により、生徒指導上の課題を共通理解し、同一歩調で進めてき、解決に当たることを目的とする。

V 未然防止に向けて

学校教育全体を通して「いじめ防止」を推進する。

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動推進する。

(1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。

・学級内の人間関係に目を配り、学級内の実態を適切に把握し具体的な指導を行う。

・朝の会や帰りの会で、友だちの良いところを賞賛する場面を設定したり、教師の話などでいじめ

や仲間作りについての説話したりして、常に意識化を図る。

- ・縦割り団活動により、学年の枠を超えた繋がりを深める。
例 上級生が下級生にほうきの使い方を教える。ぞうきんの絞り方を教える。
- ・教師が意図的に声かけを図り、教師と児童の心の触れ合いを常にとっていく。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- ・学級会活動では、自分たちで課題を見い出したり、解決したりする場面を多く取り入れる。
- (4) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ・生徒指導会議や生徒指導委員会やいじめアンケートなど実態の共有をし、小さなことと思えることでも報告したり、相談したりするようにする。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・本校で伸ばしたりコミュニケーションスキルなどのソーシャルスキルに関係する授業をカウンセラーとともにTTで取り組んでいく。
- ・スクールカウンセラーとの面談を意図的に組み入れて教育相談を積極的に推進する。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ・一人一人が人格を持っていることを常に意識しする。
- ・児童を「くん、さん」を付けて呼ぶことを率先して行う。
- (7) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ・教員研修として学級の満足度を測るQ Uの取り扱いについて研修し、必要に応じてK 1 3による事例研究を行う。C & S等も必要に応じて行う。
- ・いじめは教師一人で抱え込まないよう職員に共通理解を図り、生徒指導委員会を中心とした組織で解決に当たることを徹底する。
- ・いじめ相談窓口を学校だよりを通して、児童・保護者に周知する。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ・幼稚園、中学校と学期に1回情報交換を行い連携を深める。
- ・学校評議委員と定期的な連携を行う。

V 早期発見に向けて

気配り、目配り、情報の共有をキーワードにして早期発見に努める。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
 - (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール[※]等)
- ・教室の掲示物のはがれていないか。
 - ・机の並びは乱雑になっていないか。
 - ・特定児童の周りが散らかっていないか。
 - ・黒板はきれいになっていないか。
 - ・靴箱の靴はきちんと入っているか。

(3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)

(4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

VI 早期解消に向けて

生徒指導委員会と担任によるチーム体制で対応にあたる。

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

(1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

(2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

(3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

いじめ防止等の対策により、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする

(4) いじめられる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

(6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(7) 必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

VII 保護者地域との連携 県法への対応より

生徒指導委員会と担任によるチーム体制で対応にあたる。

※事案については、できるだけ詳細に事実を明らかにして、問題点や親に伝えるべきことを明確にする。

※家庭訪問については、対応チームで検討し、適切な人数と職員を決定する。

※いじめを行っている児童が複数の場合には、学校の意図をうまく伝えるため、学校に保護者召喚して対応を図る。

(1) いじめられている児童生徒の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して児童生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童生徒の様子等について情報提供を受ける。

・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

* 保護者が不信をもつ対応

▲ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば児童生徒を必ず守る旨を伝える。

▲ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▲ 電話で簡単に対応する。

(2) いじめている児童生徒の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、児童生徒を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童生徒に事実の確認をする。
- ・ 相手の児童生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と児童生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもはいじめ加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童生徒を思う信念を示し、理解を求める。

* 保護者が不信をもつ対応

▲ これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ 警察等の外部機関との連携もためらわないことを保護者に周知する。
- ・ いじめや暴力の問題発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

VIII 教育委員会及び関係機関との連携

- 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携を容易にすると考え、積極的に連携を図る。指して行う。

関係機関	担当者	
市町村教育委員会 教育事務所	教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの発見状況の報告 ・ 対応方針について相談
総合教育センター いじめ生徒指導相談室	担任 生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導方針や解決方法について相談 ・ 児童や保護者への対応方法を相談
児童相談所 警察、少年育成センター	教頭 生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめによる暴行・傷害事件 恐喝等の刑事事件の発生
医療機関 こころの健康センター	教頭 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童が外傷や心的外傷を負っている場合
児童相談所 市町村の福祉課等	教頭 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童、いじめた児童への福祉的 ・ 心理的側面からの支援のあり方について相談

岩島小学校児童会 いじめ防止活動年間計画

目標	いじめに対する意識を高め、児童一人一人がお互いの良さに目を向けたり、学年をこえて一緒に活動したりする実践を通して、いじめが起こらない学校を目指す。	
目標達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企画委員会を中心として全校活動やあいさつ運動を充実させる。 ・全校児童が毎月自分たちの行動をふり返りを行い、児童会中心に課題の改善を全校に提案する。 ・いじめにつながるような言動に対して、児童同士が注意し合える力を育てる。 	
	全県の取組	児童会活動（代表委員会、委員会活動、児童会集会活動、学校行事への協力）
4月	いじめ防止計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ集会・「ハッピーハートの木」の紹介 ・よりよい友達関係をつくるために、気持ちのよいあいさつをすることの大切さを、企画委員が劇を通して呼びかける。 ・自分のいい面や友だちのよい面をハートの紙に書いて、多目的ホールに貼る「ハッピーハートの木活動」の紹介を全校にする。
5月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> ○誰とでも楽しく交流できる気持ちを養うために、学年を越えた交流を図る。 ・全校遊び、団遊びといった学年の枠を越えた交流活動を行う。 ・休み時間には高学年が中心となり一緒に遊ぶ。
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○代表委員会で生活のふり返りを基に、いじめにつながるような言動がないかを話し合う。 ・いじめにつながるような言動を「いじめの芽チェック」とし、各クラスで「いじめの芽」がないかをチェックしてもらうよう呼びかける。
7月	吾妻地区いじめ防止フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ○友だちの良さに目を向ける活動の充実 ・企画委員が、あいさつがよくできている人全校に紹介したり、ハッピーハート通信を発行して、活動の意義や書かれた内容を児童や家庭に伝える。
8月 9月 10月		
11月		<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を中心によりよい岩島小学校にするための提案を考える。 ・休み時間に全校に呼びかけて一緒に遊んだり、相談ボックスを設置したりといった、児童の視点に立った活動を行う。
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> ○代表委員会で「いじめのない岩島小学校にするために」をテーマに話し合い、12月の生活目標として全校に呼びかける。 ・いじめの当事者の行動だけでなく、周りの人たちの行動の大切さを呼びかける。 ・高学年児童は休み時間一人である子がいたら進んで声をかける。
1月	東吾妻町いじめ防止子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ○本校の実践発表、意見交換 ・自分たちの活動を他校に紹介し、他校のよい実践を取り入れる。 ・話し合ったことを基に、「いじめのない岩島小のために大切なこと」を参加者が全校児童に伝える。
2月		
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○振り返り ・1年間の活動振り返り、次年度につなげる。